

総統経セ第48号
20200708統局第1号
令和2年8月21日

各位

総務省統計局長



経済産業省大臣官房調査統計グループ長



令和3年経済センサス - 活動調査及び企業構造の事前確認について（周知依頼）

日頃より政府が実施する各種統計調査に御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、事業活動に影響を受けられた方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。

総務省・経済産業省では、令和3年6月に全ての事業所・企業を対象とした「令和3年経済センサス - 活動調査」（以下「本調査」という。）を実施します。経済センサス - 活動調査は、我が国における産業構造を包括的に捉え、経済活動の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査であり、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査（基幹統計調査）として5年に一度実施しています。その調査結果は、国及び地方公共団体における各種政策の立案、実施のための基礎資料としての利活用や、経営の参考資料として事業者の方々にも広く活用していただいております。

この本調査の円滑な実施のため、令和2年10月下旬から順次、支所等を有する企業本社の方々に対して、企業傘下の支所等の事業内容等を確認する「企業構造の事前確認」を行います。「企業構造の事前確認」では、総務省・経済産業省で把握している各企業の支所等の情報を記した『確認票』を本社に送付し、その内容を確認・修正いただきます。これにより、本調査において、それぞれの企業に合わせた調査票を準備し、回答される方の御負担の軽減を図ります。

つきましては、現下の情勢の中での依頼となり誠に恐縮でございますが、本調査の趣旨・必要性を御理解の上、貴団体が発行される機関誌（紙）への記事、広告の掲載等を通じまして、加盟企業・団体の方々へ本調査及び「企業構造の事前確認」の実施を御周知いただきますようお願い申し上げます。

問い合わせ先
経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室
電話：03-3501-6606（直通）

調査はどのように行われるの？

なるほど



✓ 調査の期日

令和3年6月1日現在
で行います。

✓ 法的根拠

経済センサス-活動調査は、「統計法」という法律に基づく基幹統計調査として実施します。
(※右下「統計法に基づく調査」も併せてご覧ください。)

✓ 調査の対象

全国すべての事業所・企業が対象となります。

✓ 主な調査事項

〈基礎項目〉
名称及び電話番号、所在地、経営組織、従業者数、主な事業の内容など

〈経理項目〉
資本金等の額及び外国資本比率、売上(収入)金額、費用総額及び費用項目、事業別売上(収入)金額など



✓ 調査の方法

単独事業所(純粋持株会社及び資本金1億円以上等を除く)、新設された事業所など

▶▶▶ 調査員が訪問いたします。

※調査員は、都道府県知事が任命した公務員です。

- ・令和3年5月中に事業所の新設・廃業等の確認や調査票への回答依頼、配布を行います。
- ・回答は「インターネット」か「紙の調査票」を選択できます。
- ・紙の調査票での回答の場合には、調査員が回収に伺います。

支所等がある企業、単独事業所(純粋持株会社及び資本金1億円以上等)など

▶▶▶ インターネット・郵送にて実施します。

※国が業務を委託した民間事業者等を通じて行います。

1 調査に向けての事前確認 (令和2年10月下旬から令和3年3月)

- ・企業の支所・支社・支店等の新設・廃止や事業内容等を確認するため、令和2年10月下旬から順次、対象となる企業宛てに「企業構造の事前確認票」を郵送します。
- ・印字されている内容を確認・修正していただき、調査票の回答方法(インターネットか郵送による回答)をご回答ください。

2 調査票の配布・回答 (令和3年5月から)

- ・事前確認させていただいた結果に基づいて、インターネット回答用のID又は事業内容に応じた調査票を令和3年5月中に郵送します。
- ・企業全体の数字とともに、支所等ごとの従業者数や売上金額などについても本所等においてご回答ください。

「事業所」の例



「事業所」とは？

この調査で回答していただく「事業所」とは、物の生産や販売、サービスの提供などの経済活動が、

- 1 単一の経営主体のもと(グループ企業は含めません)で、
- 2 一定の場所を占めて、
- 3 従業者と設備を有し、
- 4 継続的に行われているものをいいます。

場所が異なる場合は、「場所ごと」にそれぞれを別の事業所とします。

管理事務や補助的な経済活動を行っている場合も、事業所に含めます。

※従業者と設備を有し、一定の場所・区画を占めて事業・活動が継続的に行われていれば、ここに例示したもの以外であっても、事業所に含めます。

「チェーンなどの店舗」について

同一経営主体となる例 (本所・支所の関係です)

- ・フランチャイズ・チェーン事業の本部と直営店
- ・フランチャイズ・チェーン加盟店を運営する事業主(企業)が経営するすべての店舗

同一経営主体



同一経営主体とならない例 (本所・支所の関係ではありません)

- ・フランチャイズ・チェーン事業の本部と加盟店(別経営)
- ・親会社と子会社・関連会社などのグループ企業の事業所

同一経営主体とならない



統計法に基づく調査

経済センサス-活動調査は、「統計法」(平成19年法律第53号)に基づき、経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とした「経済構造統計」を作成するための基幹統計調査です。

基幹統計調査には報告義務と守秘義務があります。

統計法(平成19年法律第53号)(抄)

第二条

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。(中略)

三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であつて、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

統計法第二条第四項第三号による基幹統計とみなす統計に関する件(平成21年4月1日総務省告示第216号)(抄)

経済構造統計 すべての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。